

令和 7 年決算特別委員会（第 1 分科会） 開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 令和 7 年 11 月 11 日（火）
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 環境生活部長 谷内 浩史
 自然環境局長 新井田 順也
 野生動物対策課長 小島 圭介
 ヒグマ対策室長 市川 善浩

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
四 ヒグマ対策等について ヒグマ対策に関し、これまで同僚議員が取り上げてきたハンターの身分保障等も含めて質問してまいります。 （一）ヒグマ対策費決算の推移について まず、2024 年度決算において、ヒグマ対策に要した事業及び決算額に関し、これまで 5 年間の推移と併せてお示しください。 令和 5 年度から急増しておりまして、対策の必要性の反映と言えると思います （二）特徴について 2022 年度から春期管理捕獲が始まりました。今年は生息区域への入域に伴う被害や、日常活動地域での目撃が増加し、人身被害が発生しています。2024 年度にヒグマ管理計画を改定し、ゾーニングが盛り込まれました。2024 年度までの事業をどのように評価した上で、2025 年度当初事業の策定と予算編成を行ったのか伺います。 （三）予算財源確保について 第 3 回定例会において 2,985 万円の補正予算を可決しましたが、2025 年度の国への予算要望に対して満度の予算措置となっていないため、道はさらに国に対して予算措置を求めています。2024 年度決算の事業執行に比べて 2025 年度は、どのような事業に不足を生じたのかお答えください。 この件に関しては、私どもも 7 日に環境省担当者にオンラインで要請をしたところです。週明けには直接要請をする予定としているところです。	（ヒグマ対策室長） ヒグマ対策推進費についてであります。令和 6 年度の事業実施計画では、「被害防止対策の推進」、「調査研究とモニタリング」、「総捕獲数管理」、「体制構築に向けた取組」といった柱立てにより各種事業に取り組んでおり、令和 6 年度の決算額は、5 千 917 万 3 千円となっております。 また、令和 2 年度は 1 千 599 万 1 千円、3 年度は 1 千 318 万 5 千円、4 年度は 1 千 914 万 3 千円、5 年度は 3 千 973 万 2 千円となっております。 （ヒグマ対策室長） 今年度の取組についてであります。道では、昨年 12 月にヒグマ管理計画を改定し、計画に基づく、捕獲目標の設定による個体数管理や市町村のゾーニング管理の推進や、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保・育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。 このため、新たにゾーニング管理の導入促進に向けたガイドライン策定や、国の交付金も活用した計画作成や計画に基づく捕獲、下草の刈払いなどの経費への支援、ヘアトラップ調査を通じた生息実態の把握、市街地での出没への迅速な対応のための市町村や道警察、関係団体などと連携した緊急銃猟に備えた訓練に取り組めますほか、様々な機会や手段を活用した人身事故防止の注意喚起など、各般の対策に取り組むこととし、こうした事業に必要な予算を計上したところでございます。 （ヒグマ対策室長） 指定管理鳥獣対策事業交付金についてであります。この国の交付金は、昨年 8 月に創設され、昨年度は、道の要望に対して、国の内示額は約 1,000 万円の不足が生じたところであり、今年度は、約 2,000 万円の不足となっております。 このため、今年度の事業実施にあたりましては、事業内容を調整するなどしながら、取組を進めているところであり、また、国に対しまして、補正予算の活用も含め満額措置するよう求めているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（四）ヒグマ管理計画の改定に伴う予算措置について ヒグマ管理計画の改定に伴う予算措置についてですけれども、ヒグマの市街地への侵入を防ぐためには、ヒグマの生息実態に関する効果的調査に基づく対策が必要だと思います。また、広大な本道ではありますが、ゾーニング計画に基づく管理と、ヒグマの通り道であるいわゆる回廊（コリドー）の確保とともに電気柵などによる市街地への侵入防止策は効果が高いと考えるのですが、どのような方針で取り組むのか、お答えください。 （五）誘因の除去について 人間による誘因をなくすことも必須の課題であります。餌となるものの除去に最優先に取り組み、ヒグマが目撃された場合、早朝・夕方は外出を控えるために、例えば新聞配達は明るくなってからに時間帶をずらすなど、住民の理解と協力を得た対応も必要になるのではないのでしょうか。誘因の除去にどのように取り組むのか、お聞きします。 （六）ハンターの身分保障等について ハンターの身分保障等についてですが、私どもは2024年度以来、ハンターの捕獲従事者としての身分について、農水省予算によって措置されてきた実施隊との比較をしながら、特別非常勤公務員としての任用等の身分保障や報酬等について改善を提案して参りました。道は、25年度になって国に省庁間の調整や検討を要請しています。どのような問題点があると考え、要請に至ったのか、お答えください。 そうしたハンターの身分保障の見直し、強く求めていくべきと考えています。 （七）狩猟税の課税免除の根拠について 次に、狩猟税の課税免除の根拠についてですが、道が課税している狩猟税についても、実施隊と捕獲従事者では差異があります。野生鳥獣被害防止特措法に基づく防除実施隊や特例従事者は狩猟税が免税となりますが、鳥獣保護管理法に基づく捕獲従事者は半額免除にとどまっています。法に準じた対応と承知していますけれども、この違いの根拠を	（ヒグマ対策室長） 今年度の取組についてであります、道では、昨年12月にヒグマ管理計画を改定し、計画に基づく、捕獲目標の設定による個体数管理や市町村のゾーニング管理の推進や、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保・育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。 このため、新たにゾーニング管理の導入促進に向けたガイドライン策定や、国の交付金も活用した計画作成や計画に基づく捕獲、下草の刈払いなどの経費への支援、ヘアトラップ調査を通じた生息実態の把握、市街地での出沒への迅速な対応のための市町村や道警察、関係団体などと連携した緊急銃猟に備えた訓練に取り組むほか、様々な機会や手段を活用した人身事故防止の注意喚起など、各般の対策に取り組んでいるところでございます。 （ヒグマ対策室長） 誘引への対策についてであります、道では、ごみ出しのルールを守り、生ごみなどを屋外に放置しない、家庭菜園の作物や果実を早めに収穫し、畑に放置しないなどといった、市街地や農地にヒグマを引き寄せないための取組のほか、住宅地や農地などの周囲での下草の刈り払いや電気柵の設置など、ヒグマが出沒しにくい環境をつくるための取組について、ホームページやリーフレットなどにより広く呼びかけてきたところでございます。 引き続き、ヒグマの人里周辺への出沒に伴う人身被害の防止に向け、振興局ごとに設置している地域連絡協議会の場を活用するなど、様々な機会を通じまして、市町村や食品を取り扱う事業者、地域の住民の方々等に対して、ごみや農作物等の誘引物の適切な管理や人里周辺環境の整備を促していくなど、ヒグマに対する正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。 （ヒグマ対策室長） 捕獲従事者の身分保障についてであります、道では、9月に続き今月7日にも、国に対しまして、鳥獣被害防止特措法の対象とならない緊急銃猟に従事する捕獲従事者が、捕獲行為等に伴って負傷した場合には、公務災害補償の対象とならないなど、十分な補償が確保されていない状況にあることから、緊急銃猟をはじめ市町村の鳥獣捕獲に安心して任務に当たることができるよう、公務災害補償の適用を可能とする制度を整備するとともに、必要な財政支援を講ずるよう、要望したところでございます。 （野生動物対策課長） 狩猟税についてであります、国が示している考え方では、対象鳥獣捕獲員等の減免措置に関して、対象鳥獣捕獲員の方々につきましては、市町村の非常勤公務員であり、市町村が指示した対象鳥獣の捕獲等につきまして従事しなければならず、狩猟行為に一定の制約を受けていることや、捕獲等の担い手確保に資するという観点から非課税とされております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
どのようにお考えでしょうか。 (八) 狩猟税免除の実績等について 許可捕獲者は制約が相対的に小さいということですが、期待されることは違いはないと思いますので、これ見直しが必要じゃないかなと思うのですが、狩猟税免除について、それぞれ、これまでの対象者数及び決算額はどのように推移しているのかをお答えください。 (九) ハンターの協力と狩猟税への対応について 金額の規模は約 837 万円で、全額免除にしても、道財政への影響はさして大きく影響はないと思うんですね。ヒグマのみならず、エゾシカの捕獲も重要となる中、地方自治法の範囲においても、ハンターの捕獲・駆除に対する協力を得るために、免除対象の拡充を増やすための工夫の余地はあるのではないかと思います。いかがですか。 狩猟税の減免についてもですね、はっきりとしっかりと要望していただきたいと思います。 (十) 止めさしについて 止めさしについてですが、箱わなでの捕獲も増加し、捕獲後の止めさし、解体、焼却まで担うわけですが、直近の実績および止めさしの方法と件数についてお示ください。また、実行者の資格要件についてもお答えください。 令和 5 年度、その止めさしははずば抜けて多いですけども、止めさしはどの法律の下でも、ハンターにとっても危険な任務であるということ間違いないと思っています。 (十一) 今後の対応について 今後の対応についてですが、2024 年にヒグマ保護管理計	また、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方々につきましては、対象鳥獣捕獲員の方々と同様に、職務として有害鳥獣捕獲を担っており、一定水準以上の安全かつ効果的な事業を実施するため、認定の際に講習の受講義務や、毎年の研修の受講義務があり、狩猟行為に一定の制約を受けること等から、対象鳥獣捕獲員の方々と同様に非課税とされております。 一方、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲者の方々につきましては、狩猟行為への制約が対象鳥獣捕獲員や認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者の方々より、相対的に小さいと考えられること等から、税率を 2 分の 1 とする減税措置が講じられているところでございます。 (野生動物対策課長) 狩猟税の減免実績についてであります。本道において、令和 4 年度から 6 年度までにおける狩猟税が全額免除された方々の人数と免税額につきましては、4 年度は 4,711 名で、6,796 万 8,900 円、5 年度は 4,779 名で、6,862 万 8,000 円、6 年度は 4,744 名で、6,758 万 8,400 円 となっております。 また、税率 2 分の 1 の方々の人数と減税額につきましては、4 年度は 1,031 名で、743 万 3,600 円、5 年度は 1,033 名で、740 万 6,700 円、6 年度は 1,187 名で、837 万 3,200 円 となっております。 (自然環境局長) 狩猟税の減免対象についてであります。道では、これまで、野生鳥獣の捕獲従事者の方々の負担軽減を図りますとともに、担い手確保のため、地方自治法、地方税法及び北海道税条例に基づき、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員や、鳥獣保護管理法の許可により鳥獣を捕獲する方々の、狩猟税の減免を行っているところでございます。 道といたしましては、地域における捕獲の担い手の確保・育成に向け、引き続き、狩猟税の減免措置など経済的負担の軽減を図りますとともに、現在、国において、見直しが進められております「クマ被害対策施策パッケージ」の内容について注視してまいります。 (ヒグマ対策室長) 箱わなでの捕獲についてであります。令和 5 年度のヒグマの捕獲実績 1,804 頭のうち、690 頭のヒグマを箱わなで捕獲し、止め刺しを行っております。 止め刺しを銃器で行う場合は、その実施者が狩猟免許など、銃器を取り扱う資格を有していることが必要であり、電気で行う場合は、そうした資格要件は要していないところでございます。 (環境生活部長) 今後の対応についてであります。人とヒグマとのあつ

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
画を策定し、ゾーニングを提案しましたが、広大な本道においてどのように実効性を高めるかが、大きな課題となっています。日常生活の安全を確保しながら北海道の野生鳥獣との共生を果たしていくために、人間社会も努力が求められております。今後どのように取り組んでいくのか、部長の見解を伺います。 私が住んでいる小樽市でもですね、ゾーニング計画を策定いたしました。昨今、本当に、これまでにないとか、小樽市でもですね、ヒグマの目撃情報が続いております。先ほど申し上げましたが、私たちの日常生活、安全確保しながら、しかし、野生鳥獣とも共生を果たしていくということが、大きな、今、課題となっておりその実効性をどういうふうに担保していくかということについて、知事のお考えもお聞きしたいので、委員長にお取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。	れきがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、道では、昨年 12 月に「北海道ヒグマ管理計画」を改定し、捕獲目標の設定による個体数管理やゾーニング管理の推進など、あつれきの低減に向けた新たな方策をお示ししたところであります。 個体数管理を進めていくにあたりましては、問題個体の積極的な捕獲や人里への出没抑制に向けた春期管理捕獲の着実な実施に加え、ゾーニング管理を組み合わせる取り組み、人里周辺に生息する個体を中心に捕獲することで、ヒグマの出没が社会問題となっていなかった時期の個体数を目指すこととしております。 道といたしましては、毎年、地域個体群ごとの捕獲数や推定生息数、あつれきの状況などを把握したうえで、現状を評価し、捕獲目標や対策を見直すこととしておりまして、引き続き、市町村等と連携し、ゾーニング管理などを推進しながら、人とヒグマのあつれきの低減に向けて実効性あるヒグマ対策に取り組んでまいります。